

竹田しだれ桜育成会会則

(名 称)

第1条 本会の名称は、竹田しだれ桜育成会（以下「育成会」という）とし、事務所を竹田コミュニティセンター（坂井市丸岡町山竹田119-3）に設置する

(目 的)

第2条 竹田地域にしだれ桜及びびもみじを植樹し育成管理して行くことにより竹田地区の発展に寄与する

(構 成)

第3条 育成会は、竹田の里づくり協議会の外郭組織とし、各号の8名を持って構成する

- (1) 竹田の里づくり協議会（3名）：会長、副会長（1名）、事務局長
- (2) (一社) 竹田文化共栄会（3名）：会長、副会長、事務局長
- (3) 竹田地区区長会（1名）：会長
- (4) 竹田コミュニティセンター（1名）：センター長

(役 員)

第4条 構成員の互選により各号の役員を選出する

- (1) 会 長：1名
- (2) 副会長：1名
- (3) 事務局：2名
- (4) 監 事：2名

(任 期)

第5条 任期は、第3条の構成各団体における在任期間とする

(運 営 費)

第6条 育成会は、協力金、寄付金及び事業収入をもって運営する

(会 議)

第7条 第6条の運営費の使途に関し、必要の都度会長が招集して協議する

(報 告)

第8条 運営費の収支異動があったときは、竹田の里づくり協議会の運営委員会に報告する

(そ の 他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮り定める

附 則 この規則は、平成23年5月23日から施行する